

## 第3回「事業再構築補助金」の公募が開始されました!!

事業再構築補助金の第3回公募が7月30日より開始されました。公募期間は以下の通りです。

- ・公募開始: 令和3年7月30日(金)
- ・申請受付: 令和3年8月下旬予定
- ・応募締切: 令和3年9月21日(火)18:00

なお、第3回公募においても「緊急事態宣言特別枠」が実施されます。要件に合致すれば地域や業種は問われません。

## 第3回公募からの主な変更点について

第3回公募からの主な変更点については、以下の3点になります。

### (1) 最低賃金枠の創設

「最低賃金枠」を創設し、業況が厳しく、最低賃金近傍で雇用している従業員が一定割合以上の事業者について、補助率を3/4に引き上げ(通常枠は2/3)、他の枠に比べて採択率を優遇する。

### (2) 通常枠の補助上限額の見直し

#### (大規模賃金引上枠の創設)

最低賃金の引上げの負担が大きい従業員数の多い事業者に対応するため、従業員数が51人以上の場合は、補助上限を最大8,000万円まで引き上げる(従前は最大6,000万円)。さらに、従業員数が101人以上の場合には、補助上限を最大1億円とする(「大規模賃金引上枠」の創設)

### (3) その他の運用の見直し

- ① 売上高10%減少要件の対象期間を2020年10月以降から2020年4月以降に拡大する。
- ② 売上高は増加しているものの利益が圧迫され、業況が厳しい事業者を対象とするため、売上高10%減少要件は、付加価値額の減少でも要件を満たすこととする。
- ③ 本補助金を活用し、新たに取り組む事業の「新規性」の判定において、「過去に製造等した実績がない」を「コロナ前に製造等した実績がない」に改める。

## 新たな申請枠の概要について

今回から新たに創設された「最低賃金枠」及び「大規模賃金引上枠」について簡潔に説明いたします。

### 【最低賃金枠について】

最低賃金の引上げの影響を受け、特に業況の厳しい中小企業等を対象とします。なお、加給措置が行われ、緊急事態宣言特別枠に比べて優遇されます。また、不採択となった事業者については、「通常枠」で再審査されます。

＜要件＞としては、通常枠の申請要件を満たし、かつ以下の①及び②を満たすこと。

- ① 2020年10月から2021年6月までの間で3か月以上最低賃金+30円以内で雇用している従業員が全従業員数の10%以上いる【最低賃金要件】
- ② 2020年4月以降のいずれかの月の売上高が対前年又は前々年の同月比で30%以上減少している(付加価値額を用いることも可能)。

従業員数	補助金額	補助率
5人以下	100万円～500万円	中小企業: 3/4 中堅企業: 2/3
6～20人	100万円～1,000万円	
21人以上	100万円～1,500万円	

### 【大規模賃金引上枠について】

継続的な賃金引上げや従業員を増やして生産性を向上させる中小企業等を対象として最大1億円まで支援します。「大規模賃金引上枠」で不採択となったとしても、「通常枠」で再審査されます。

＜要件＞としては、通常枠の申請要件を満たし、かつ以下の①及び②を満たすこと。

- ① 補助事業実施期間の終了時点を含む事業年度から3～5年の事業計画期間終了までの間、事業場内最低賃金を年額45円以上の水準で引き上げること【賃金引上要件】
- ② 補助事業実施期間の終了時点を含む事業年度から3～5年の事業計画期間終了までの間、従業員数を年率平均1.5%以上(初年度は1.0%以上)増員させること【従業員増員要件】

補助対象者	補助金額	補助率
従業員数101人以上の 中小企業・中堅企業	8,000万円超～1億円	中小企業: 2/3 (6,000万円超は1/2) 中堅企業: 1/2 (4,000万円超は1/3)

第3回公募の詳細については、事務局HPにてご確認ください。<https://jigyousaikouchiku.go.jp/>